

奈良県告示第三百八十二号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成二十二年三月十九日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所	所在地	名称	廃止年月日
五條市西吉野町城戸一二七番地 株式会社南都銀行 城戸支店	奈良市橋本町一六番地	株式会社南都銀行	平成二十二年四月二日